

【年金の支給について】

被災された年金受給者の方におかれましても、従来どおり定期の支給日に指定の口座に年金を支給しております。

なお、被災のために金融機関の通帳、印鑑、キャッシュカードなどがお手元がない場合の現金の引き出し手続きなどについては当該金融機関へご相談ください。

【年金関係手続き等の問い合わせ先について】

内 容	問合わせ先・電話番号
年金一般についての相談 年金証書の再交付、年金加入期間確認通知書の発行等	年金相談室 03(3261)9850
年金の支給、住所・年金受け取り金融機関の変更、日本政策金融公庫の支給状態証明書の発行、再就職・再退職の届出、加給年金額対象者の異動等	給付課 03(3261)9846
年金の請求手続きや決定に関すること	審査第一課 03(3261)9849 審査第二課 03(3261)9843
65歳時の退職共済年金の切り替え手続き、老齢基礎年金等の手続き	調整課 03(3261)9844

電話による対応は、月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く)午前9:00から午後6:00まで行っています。

また、当ホームページにおいて「年金手続き関係用紙のダウンロード」(用紙のプリントアウト)の利用が可能です。該当の手続きがありましたら、ご利用ください。

(お知らせ)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が施行されました。

この法律の施行に伴い、年金関係では、次の特例措置が設けられました。

1 退職共済年金の決定の特例

平成23年6月30日までの間に65歳に達する被災地域に居住する特別支給の退職共済年金の受給権者が65歳の本来支給の退職共済年金への切り替え時の請求書の提出ができない場合は、その提出を省略することが可能となりました。

2 死亡の推定の特例

震災により多数の行方不明者が発生していることに鑑み、残された遺族に速やかに遺族共済年金を支給するため、3月間生死が分からない行方不明者等を震災発生日(平成23年3月11日)に死亡したものと推定し、速やかに遺族共済年金を決定できるようになりました。